

図17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

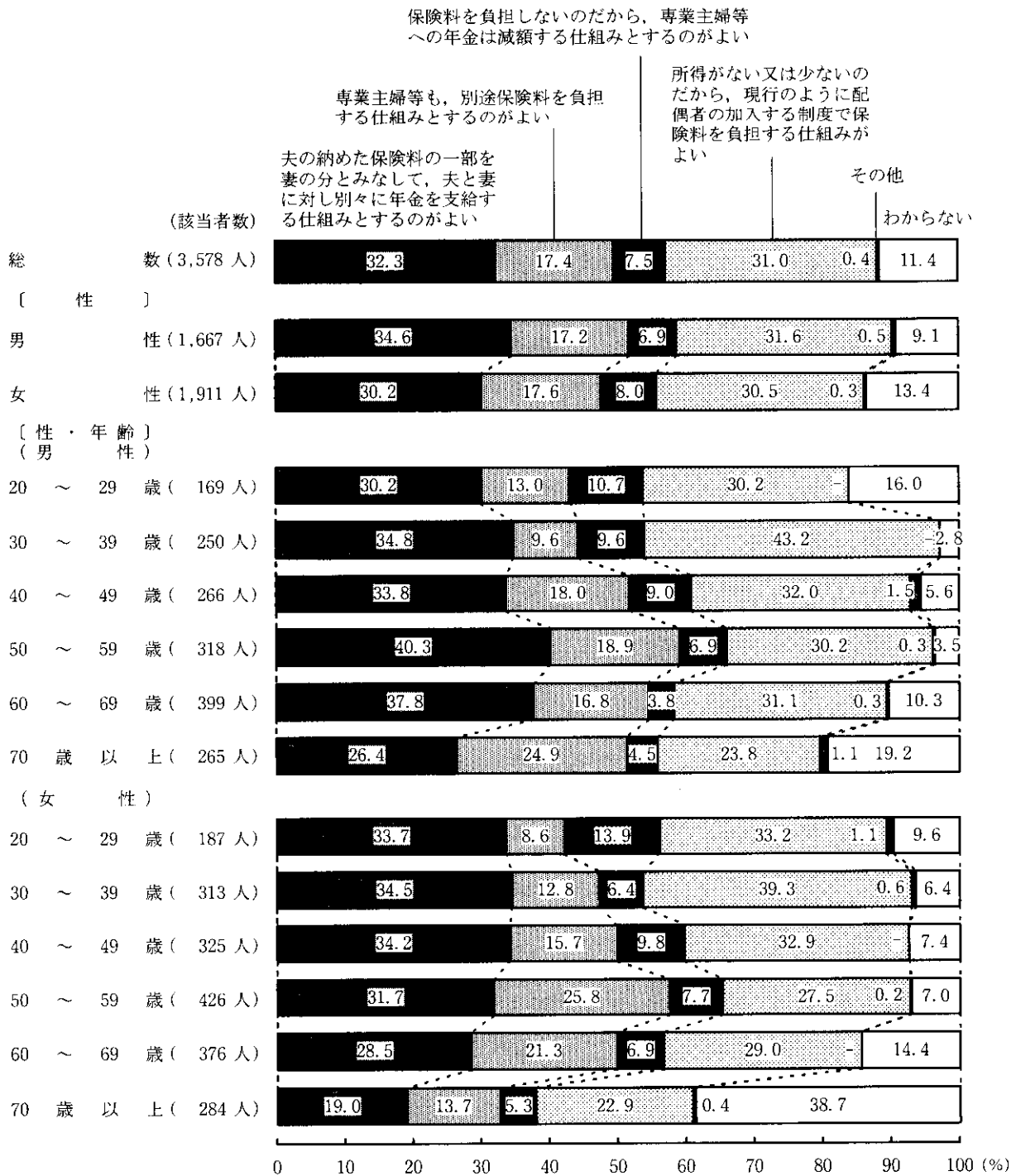


表17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

	該 当 者 数	みに とす るの がよ い	て、 年夫 と妻 を支 給す るに 対し 仕組 別々	部の を納 めた 分と みな し	夫の 納め た保 険料 の一	と する のが よい	専 業主 婦等 も、 仕別 途み 保	の だか ら、 減額 する 仕組 への	保 険料 を負 担し ない の	仕 組で 保料 をよ い	に配 偶者 の加 入は 少う い	所得 がな い又 は少 ない	そ の 他	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	3,578	32.3	17.4	7.5	31.0	0.4	11.4							
[都市規模]														
大都市	720	32.6	21.0	9.2	27.5	0.3	9.4							
東京都	202	26.7	23.3	7.4	28.2	-	14.4							
政令指定都市	518	34.9	20.1	9.8	27.2	0.4	7.5							
中都市	1,394	33.7	16.5	7.7	31.1	0.6	10.3							
小都市	655	32.8	17.4	6.3	30.4	0.2	13.0							
町	809	29.0	15.8	6.4	34.5	0.5	13.7							
[性別]														
男性	1,667	34.6	17.2	6.9	31.6	0.5	9.1							
女性	1,911	30.2	17.6	8.0	30.5	0.3	13.4							
[性別・年齢]														
(男性)														
20～29歳	169	30.2	13.0	10.7	30.2	-	16.0							
30～39歳	250	34.8	9.6	9.6	43.2	-	2.8							
40～49歳	266	33.8	18.0	9.0	32.0	1.5	5.6							
50～59歳	318	40.3	18.9	6.9	30.2	0.3	3.5							
60～69歳	399	37.8	16.8	3.8	31.1	0.3	10.3							
70歳以上	265	26.4	24.9	4.5	23.8	1.1	19.2							
(女性)														
20～29歳	187	33.7	8.6	13.9	33.2	1.1	9.6							
30～39歳	313	34.5	12.8	6.4	39.3	0.6	6.4							
40～49歳	325	34.2	15.7	9.8	32.9	-	7.4							
50～59歳	426	31.7	25.8	7.7	27.5	0.2	7.0							
60～69歳	376	28.5	21.3	6.9	29.0	-	14.4							
70歳以上	284	19.0	13.7	5.3	22.9	0.4	38.7							
[職業]														
自営業主	416	29.3	23.8	7.5	30.0	1.2	8.2							
家族従業者	186	23.7	24.2	9.7	30.6	-	11.8							
雇用者(小計)	1,452	34.2	16.8	9.0	32.0	0.3	7.7							
管理・専門技術・事務職	708	34.7	18.6	8.2	33.1	0.3	5.1							
労務職	744	33.7	15.1	9.7	31.0	0.3	10.2							
無職(小計)	1,524	32.3	15.4	5.8	30.4	0.4	15.7							
主婦	866	33.1	14.3	6.0	34.9	0.3	11.3							
その他の無職(小計)	658	31.2	16.9	5.5	24.5	0.5	21.6							
学生	39	33.3	15.4	15.4	20.5	-	15.4							
その他の無職	619	31.0	17.0	4.8	24.7	0.5	22.0							
[公的年金制度に対する関 心]														
関心がある	2,780	33.2	18.8	7.1	31.2	0.4	9.2							
関心がない	770	29.4	12.9	9.0	30.5	0.4	17.9							
[次期改正に向けた動きに ついての周知度]														
知っていた	1,939	34.7	19.9	7.6	28.9	0.6	8.3							
知らなかった	1,596	29.6	14.8	7.5	34.0	0.2	13.9							

(参考) 専業主婦等の年金保険料の負担についての意識

	該 当 者 数	み保入現所 で険す行得 い料るとが いを制お 負担全配 するで者 仕年 組金加	き年専 で金業 ある保主 る険婦 を等 か 徴 収 す 別 途	そ の 他	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%
平成10年3月調査	3,646	58.5	27.4	0.3	8.7	5.1

(注) 平成10年3月調査では、「そのような専業主婦等の年金保険料の負担については、専業主婦等も負担すべきであるという意見と、現行どおり保険料を負担しなくてもよいという意見がありますが、あなたはこのことについて、どのように考えますか。」と聞いている。

7 年金制度の中での少子化対策について

現在の公的年金制度は働いている世代全体で高齢者を支える仕組みを採っている。この年金制度において、制度の支え手となる次の世代の育成を支援することについて、考えに近いものはどれか聞いたところ、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合が 54.1%、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合が 29.7%となっている。(図 18)

性別に見ると、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合は女性で、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

性・年齢別に見ると、「保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである」と答えた者の割合は男性の30歳代と女性の20歳代、30歳代で、「少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない」と答えた者の割合は男性の40歳代から60歳代で、それぞれ高くなっている。(表18)

図18 年金制度の中での少子化対策について

少子化対策は、年金制度以外の社会
保障施策として実施すべきであり、
年金制度において少子化対策を行う
ことは適当でない

保育サービスの充実などの社会保障施策と
合わせて、年金制度においても、子どもを
育てている者の保険料の軽減を拡充するな
ど、子どもを育てることを支援する対策を
講じるべきである

どちらとも
いえない
その他
わからない

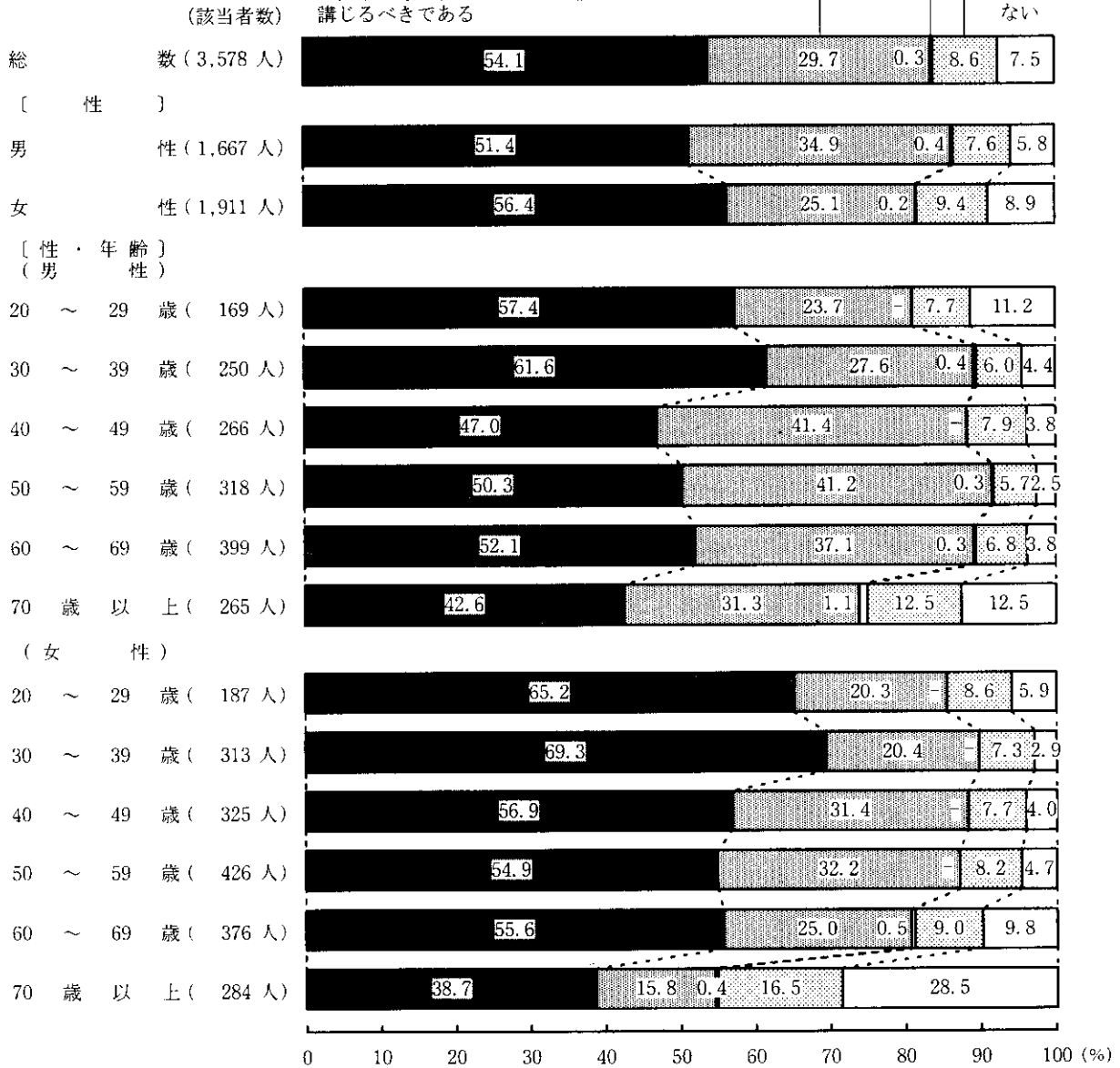


表18 年金制度の中での少子化対策について

	該 当 者 数	保 育 サ ー ビ ス の 充 実 な ど の 社 会 支 援 策 を 講 じ る べ き で あ る	保 障 施 策 と 合 わ せ て 、 年 金 制 度 に お い て も 、 子 ど も を 育 て る こ と を 支 援 す る べ き で あ る	少 子 化 対 策 は 、 年 金 制 度 以 外 の 社 会 保 障 施 策 と し て 実 施 す べ き で あ る 、 年 金 制 度 に お い て 少 子 化 対 策 を 行 う こ と は 適 当 で な い	そ の 他	ど ち ら と も い え な い	わ か ら な い
	人	%	%	%	%	%	%
総数	3,578	54.1	29.7	0.3	8.6	7.5	
〔都市規模〕							
大都市	720	54.3	30.4	0.3	9.9	5.1	
東京都	202	49.5	35.6	-	8.9	5.9	
政令指定都市	518	56.2	28.4	0.4	10.2	4.8	
中都市	1,394	53.7	30.3	0.4	8.5	7.0	
小都市	655	57.1	27.2	-	7.8	7.9	
町	809	51.9	29.8	0.1	8.3	9.9	
〔性〕							
男性	1,667	51.4	34.9	0.4	7.6	5.8	
女性	1,911	56.4	25.1	0.2	9.4	8.9	
〔性・年齢〕							
(男性)							
20～29歳	169	57.4	23.7	-	7.7	11.2	
30～39歳	250	61.6	27.6	0.4	6.0	4.4	
40～49歳	266	47.0	41.4	-	7.9	3.8	
50～59歳	318	50.3	41.2	0.3	5.7	2.5	
60～69歳	399	52.1	37.1	0.3	6.8	3.8	
70歳以上	265	42.6	31.3	1.1	12.5	12.5	
(女性)							
20～29歳	187	65.2	20.3	-	8.6	5.9	
30～39歳	313	69.3	20.4	-	7.3	2.9	
40～49歳	325	56.9	31.4	-	7.7	4.0	
50～59歳	426	54.9	32.2	-	8.2	4.7	
60～69歳	376	55.6	25.0	0.5	9.0	9.8	
70歳以上	284	38.7	15.8	0.4	16.5	28.5	
〔職業〕							
自営業	416	49.5	36.8	0.2	6.7	6.7	
家族従業者	186	49.5	35.5	-	8.1	7.0	
雇用者(小計)	1,452	58.1	30.0	0.1	7.2	4.5	
管理・専門技術・事務職	708	58.1	34.0	0.1	5.8	2.0	
労務職	744	58.1	26.2	0.1	8.6	7.0	
無職(小計)	1,524	52.0	26.6	0.4	10.4	10.5	
主婦	866	56.6	25.1	-	10.0	8.3	
その他の無職(小計)	658	46.0	28.7	0.9	10.9	13.4	
学生	39	64.1	20.5	-	7.7	7.7	
その他の無職	619	44.9	29.2	1.0	11.1	13.7	
〔公的年金制度に対する関心〕							
関心がある	2,780	55.8	31.0	0.3	7.4	5.5	
関心がない	770	49.0	25.6	0.1	12.5	12.9	
〔次期改正に向けた動きについて〕							
周知度							
知っている	1,939	54.3	33.9	0.3	7.1	4.4	
知らない	1,596	54.9	24.9	0.2	10.0	10.0	

(参考) 年金制度の中で少子化対策を講じることについて

	該 当 者 数	子どもの負担を軽減するなどの年金制度	子どもの給付を増やしたり、年金料	少子化対策は、保育サービス	充実など年金以外の社会保険	策として実施すべきであり、障	年金制度の中で少子化対策を行う	ことは適当でない	その他	どちらともいえない	わからない
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成10年3月調査	3,646	35.3	43.7	0.2	12.3	8.6					

(注) 平成10年3月調査では、「年金制度の中で少子化対策を講じることについて、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。」と聞いている。

Ⅲ 調 査 票

(付：単純集計結果)

公的年金制度に関する世論調査

平成 15 年 2 月

調査時期：平成 15 年 2 月 13 日～2 月 23 日
調査対象：全国 20 歳以上の者 5,000 人
回収結果：3,578 人 (71.6%)

1. 老後の生活について

Q 1 【回答票 1】あなたは、ご自分の老後の生活について考えることがありますか。この中から 1 つお答えください。

- (34.9) (ア) よく考えている
- (40.6) (イ) ときどき考えている
- (19.0) (ウ) あまり考えたことがない
- (5.0) (エ) 全く考えたことがない
- (0.1) その他 ()
- (0.3) わからない

Q 2 【回答票 2】あなたは、老後の生活設計の中で、公的年金をどのように位置づけていますか。この中から 1 つお答えください。

- (29.0) (ア) ほぼ全面的に公的年金に頼る
- (41.7) (イ) 公的年金を中心とし、これに個人年金や貯蓄などの自助努力を組み合わせる
- (21.7) (ウ) 公的年金にはなるべく頼らず、できるだけ個人年金や貯蓄などの自助努力を中心に考える
- (2.3) (エ) 公的年金には頼らず、子どもなどによる私的扶養に頼る
- (0.5) その他 ()
- (4.8) わからない

Q 3 【回答票 3】あなたは、少子高齢社会への対応として、社会保障などの分野において、日本にとって最も重要な課題となるのはどのようなことだと思いますか。この中から 3 つまであげてください。(3 M. A.)

- (55.4) (ア) 老後の生活に必要な年金など所得保障の確保
- (61.6) (イ) 安心して医療が受けられる体制の整備
- (48.3) (ウ) 高齢者の介護施設・介護サービスの確保
- (19.8) (エ) 高齢者の雇用の確保
- (10.0) (オ) 高齢者の住宅など生活環境の整備
- (17.5) (カ) 高齢者の健康管理
- (15.1) (キ) 高齢者の生きがい増進
- (20.9) (ク) 育児・出生対策など次世代の育成の支援
- (13.4) (ケ) 家族や地域社会の人間関係
- (0.3) その他 ()
- (1.9) 特にない
- (1.6) わからない

(M. T. = 265.7)

2. 公的年金制度について

Q 4 【回答票 4】あなたは、ご自分が加入している公的年金制度について、どこから情報を得ていますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| (22.8) (ア) 社会保険事務所などの国の広報 | (1.2) (カ) 専門書 |
| (29.5) (イ) 都道府県や市町村の広報 | (12.3) (キ) 友人・知人 |
| (18.5) (ウ) 職場における福利厚生に関する情報 | (1.5) その他 () |
| (53.7) (エ) テレビ・ラジオ | (4.7) わからない |
| (42.4) (オ) 新聞・雑誌 | (M. T. = 186.5) |

Q 5 【回答票 5】あなたは、公的年金制度について、どの程度関心がありますか。この中から1つお答えください。

- | | | | | | |
|-------------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| (35.4) (ア) 非常に
関心がある | (42.3) (イ) ある程度
関心がある | (16.1) (ウ) あまり
関心がない | (5.4) (エ) ほとんど(全く)
関心がない | (-) その他 () | (0.8) わからない |
| | | | ↓ | → (Q 6 ~) | |

S Q a 1 【回答票 6】では、あなたは、公的年金制度について、いつ頃から関心を持つようになりましたか。この中から1つお答えください。

(N=2,780)

- | |
|------------------|
| (1.9) (ア) 20歳未満 |
| (11.6) (イ) 20歳代 |
| (19.7) (ウ) 30歳代 |
| (23.8) (エ) 40歳代 |
| (28.5) (オ) 50歳代 |
| (13.9) (カ) 60歳以上 |
| (0.6) わからない |

S Q a 2 【回答票 7】では、あなたは、公的年金制度のどのようなことについて関心がありますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

(N=2,780)

- | |
|---|
| (31.0) (ア) 自分が負担する又は負担した
保険料はどのくらいか |
| (67.3) (イ) 現在あるいは将来、自分が受
け取る年金はどうなっている
のか |
| (37.7) (ウ) 公的年金制度全体の年金の給
付内容や保険料の負担の現状
はどうなっているのか |
| (56.0) (エ) 少子化、高齢化が進んでいく
中で、将来の公的年金制度全
体の姿はどのようなものにな
るのか |
| (0.7) その他 () |
| (1.8) わからない |

(M. T. = 194.6)

S Q b 【回答票 8】では、あなたが公的年金制度について関心がないのは、どのような理由からでしょうか。この中から1つお答えください。

(N= 770)

- | |
|--|
| (58.8) (ア) 将来の話なので、老後の生
活についてはあまり深く考
えていないから |
| (20.8) (イ) 老後の生活は公的年金に頼
らず、貯蓄したり老後も自
分で働けるよう準備してい
るから |
| (4.9) (ウ) 老後の生活は公的年金に頼
らず、子どもに養ってもら
うつもりでいるから |
| (9.7) その他 () |
| (5.7) わからない |

Q 6 【回答票 9】あなたは、現在の公的年金制度の仕組みや役割には、どのようなものがあると思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M. A.)

- (66.7) (ア) 20歳になれば、学生を含めた国民の誰もが、加入する義務がある
- (58.0) (イ) 現役で働いている世代が、年金を受け取っている高齢者を扶養するという制度である
- (62.5) (ウ) 保険料を支払った期間に応じて年金が受けられる
- (31.7) (エ) 物価や賃金の上昇に応じた年金額が保障される
- (55.6) (オ) 死ぬまで、生涯にわたり年金が受けられる
- (42.5) (カ) 高齢者になったら年金が受けられるほか、障害者になったり世帯の生計を支えている者が死亡した場合にも保障が受けられる
- (0.3) その他 ()
- (4.2) わからない (M. T. = 321.6)

3. 公的年金制度の改正について

Q 7 【回答票 10】昨年、厚生労働省の審議会が年金制度改正についての総論的な議論が一段落し、厚生労働省が「年金改革の骨格に関する方向性と論点」をとりまとめて発表するなど、平成16年の年金制度改正に向けた検討が進められていますが、あなたは、そうした年金制度の改正に向けた動きについて知っていましたか。この中から1つお答えください。

- | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|--------|-------|-------|
| (18.6) | (35.6) | (23.6) | (21.0) | (-) | (1.2) |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | その他 | わからない |
| 知っていた | ある程度知っていた | あまり知らなかった | 知らなかった | () | |

Q 8 【回答票 11】「公的年金制度の負担と給付の関係は、働いている時に納めた保険料の実績に応じた額の年金が給付されるなどの負担と給付の関係が明確な仕組みであった方が良い」という意見がありますが、あなたはどのように思いますか。この中から1つお答えください。

- | | | | | | |
|--------|--------------|----------------|--------|-------|-------|
| (49.4) | (31.7) | (4.9) | (3.0) | (4.9) | (6.1) |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | どちらとも | わからない |
| そう思う | どちらかといえばそう思う | どちらかといえばそう思わない | そう思わない | いえない | |

4. 公的年金の給付と負担について

Q 9 【回答票 12】厚生労働省の試算によると、現在の給付水準を維持する場合、平成37年(2025年)以降の厚生年金の保険料率を、現在の年収の13.58%(サラリーマン本人の負担はその半分で、残りは会社が負担)から、年収の約23%にまで上げる必要があります。また、逆に現在の保険料水準を維持する場合には、既に受給している方の年金も含め、直ちに給付水準を3~4割抑制することが必要になります。あなたはこのことを知っていましたか。この中から1つお答えください。

- | | | | | | |
|--------|-----------|-----------|--------|-------|-------|
| (15.8) | (31.7) | (21.3) | (28.9) | (0.0) | (2.3) |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | その他 | わからない |
| 知っていた | ある程度知っていた | あまり知らなかった | 知らなかった | () | |

Q10【回答票13】このような試算を踏まえ、今後の年金の給付水準と保険料負担のあり方について、あなたはどのように考えますか。この中から1つお答えください。

- (18.1) (ア) 現在の年金の給付水準を今後も維持すべきであり、そのためには、今後の保険料負担が相当重くなってもやむを得ない（保険料率は年収の約23%）
- (46.7) (イ) 今後、保険料負担が重くなっていくことはやむを得ないが、その上昇をなるべく抑えるために、年金の給付水準もある程度引き下げるのがよい
- (12.3) (ウ) 保険料負担は現在の水準より引き上げるべきではなく、そのためには、年金の給付水準を大幅に引き下げてもやむを得ない（給付水準は3～4割抑制）
- (4.2) その他（ ）
- (18.7) わからない

(Q11は「回答票14」に記載してある提示カードを読み上げた上で質問する。)

～提示カード～

将来の推計人口を見直すたびに明らかとなる一層の高齢化・少子化を踏まえ、政府は5年ごとに将来の推計人口などに基づき公的年金の保険料と給付など制度の見直しを行ってきました。それに対し「保険料の上限をはっきり決め（例えば年収の2割とし、サラリーマン本人と事業主で負担を折半する）、給付は人口や経済の動向に合わせて自動的に調整することとし、5年ごとに制度の見直しを行わなくてよい仕組みとした方がよい」という意見があります。

Q11【回答票14】あなたは、このような意見についてどのように思いますか。この中から1つお答えください。

- | | | | | | |
|--------|------------------|--------------------|------------|---------------|--------|
| (14.5) | (31.6) | (15.9) | (14.1) | (10.8) | (13.0) |
| (ア) | (イ) | (ウ) | (エ) | | |
| そう思う | どちらかといえば
そう思う | どちらかといえば
そう思わない | そう
思わない | どちらとも
いえない | わからない |

5. パートタイマー等について

Q12【回答票15】現在、正社員に比べて労働時間の短い、パートタイマー等の労働者の中には、被用者年金である厚生年金が適用されていない人が大勢います。今回の年金制度改正の中で、このような人にも厚生年金を適用すべきであるという意見があります。厚生年金が適用された場合、パートタイマー等や勤め先の企業は給料に応じた保険料を負担することになります。パートタイマー等は老後、基礎年金に加え、保険料負担に応じた年金を受けられることともなります。このことについて、あなたはどのように考えますか。この中から1つお答えください。

- (58.0) (ア) パートタイマー等にも労働者としての老後の所得保障が行われることとなるので、適用した方がよい
- (12.2) (イ) 新たにパートタイマー等に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい
- (4.9) (ウ) 新たに企業に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい
- (11.4) (エ) 新たにパートタイマー等と企業の両方に保険料負担が生じるので、適用しない方がよい
- (1.4) その他（ ）
- (12.1) わからない

6. 第3号被保険者制度について

Q13【回答票16】サラリーマン家庭の専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金（基礎年金）が給付される仕組みとなっていますが、あなたはこのことを知っていましたか。この中から1つお答えください。

(61.3)	(18.8)	(7.7)	(10.8)	(0.0)	(1.3)
(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	その他	
知っていた	ある程度知っていた	あまり知らなかった	知らなかった	わからない	

Q14【回答票17】そのような専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について、あなたはどのように考えますか。この中から1つお答えください。

- (32.3) (ア) 夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい
- (17.4) (イ) 専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい
- (7.5) (ウ) 保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい
- (31.0) (エ) 所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい
- (0.4) その他 ()
- (11.4) わからない

7. 年金制度の中での少子化対策について

Q15【回答票18】現在の公的年金制度は働いている世代全体で高齢者を支える仕組みを採っています。この年金制度において、制度の支え手となる次の世代の育成を支援することについて、あなたのお考えに近いものはどれですか。

- (54.1) (ア) 保育サービスの充実などの社会保障施策と合わせて、年金制度においても、子どもを育てている者の保険料の軽減を拡充するなど、子どもを育てることを支援する対策を講じるべきである
- (29.7) (イ) 少子化対策は、年金制度以外の社会保障施策として実施すべきであり、年金制度において少子化対策を行うことは適当でない
- (0.3) その他 ()
- (8.6) どちらともいえない
- (7.5) わからない

<お願い>

本報告書の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを下記宛て御送付下さい。

内閣府大臣官房政府広報室
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話 03(5253)2111 内線 82780～82783